

SGEC 規準文書 5-1

SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

SGEC 規準文書 5-1

理事会 2021

2021. 3. 30

SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

目次

I 序

序文

1.1 適用範囲

1.1.1 認証機関

1.1.2 対象製品

1.1.3 認証対象製品の評価

1.1.4 認証機関の要件

1.1.5 森林管理及び CoC 認証申請者

1.1.6 認証機関の評価活動の一部外部委託

1.1.7 機密性

1.2 重大及び軽微不適合並びに要観察事項

森林管理

2.1 一般要求事項

2.1.1 商標の使用

2.1.1.1 商標使用ライセンス

2.2 資源に関する要求事項

2.2.1 認証審査員の資格・力量基準・教育

2.2.1.1 認証審査チームの資格・経験

2.2.1.2 審査力量・教育

2.2.2 評価結果のレビューアー又は認証の決定者(個人またはグループ)の資格・力量要件

2.3 プロセス要求事項

2.3.1 認証申請

- 2.3.1.1 認証申請者からの情報提供要請
- 2.3.1.2 要求事項の選択肢に応じた認定申請者に求められる情報提供
- 2.3.1.3 グループ森林管理認証
- 2.3.2 評価
  - 2.3.2.1 文書審査(初回、更新)
  - 2.3.2.2 認証審査工数の決定(初回、更新)
  - 2.3.2.3 評価報告
- 2.3.3 認証文書
  - 2.3.3.1 認証書の交付
  - 2.3.3.2 認証書の情報項目
  - 2.3.3.3 有効期間
  - 2.3.3.4 認証範囲
- 2.3.4 認証結果の SGEC への報告
- 2.3.5 定期審査
  - 2.3.5.1 定期審査実施頻度
  - 2.3.5.2 定期審査工数の決定

- ・付属書1 SGEC 認証機関の認定要件
- ・付属書2 SGEC 認証機関の公示について
- ・付属書3 認証機関の審査員の要件
- ・付属書4 グループ森林管理認証
- ・SGEC ガイド文書 5「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGEC の対象製品」について(ガイド) (省略)

## 規準文書

- ・SGEC 規準文書 1:2021「SGEC 認証制度の管理運営規則」
- ・SGEC 規準文書 3:2021「SGEC 持続可能な森林管理-要求事項」
- ・SGEC 規準文書 3-1:2021「SGEC グループ森林管理-要求事項」
- ・SGEC 規準文書 4:2021「SGEC 森林及び森林外樹木産品 COC-要求事項」
- ・PEFC ST1003:2018「持続可能な森林管理-要求事項」
- ・PEFC ST1002:2018「グループ森林管理-要求事項」
- ・SGEC 規準文書 5-2「SGEC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」
- ・PEFC ST2003:2020「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を行う認証機関に対する要求事項」

- SGEC 規準文書 5-3「 SGEC-COC 認証・認定の手順」
- PEFC 国際規格:Annex6 認証認定・手順
- SGEC 規準文書 6: 2021「SGEC 商標使用規則-要求事項」
- SGEC 規準文書 6-1「SGEC/PEFC ジャパンによる SGEC 商標使用ライセンスの発行」

AF MD 2 認定されたマネジメントシステム認証の移転のためのIAF基準文書

IAF MD 4 認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法 (“CAAT”)についての基準

ISO/IEC 17000 適合性評価 - 用語及び一般原則

ISO/IEC 17065 適合性評価 - 製品、プロセスおよびサービス認証を実行する認証機関のための要求事項

ISO 19011 マネジメントシステムの審査のための指針

ISO/IEC ガイド 2:2004 標準化及び関連活動—一般用語

## 序

本文書は、SGEC 規準文書 1:2021「認証制度の管理運営規則」の「3」及び SGEC 規準文書 3: 2021「SGEC 持続可能な森林管理-要求事項」に基づく SGEC 認証スキームの下で認証業務を行う認証機関に関する要求事項を定める。

## 1. 一般的要求事項

### 1.1 適用範囲

#### 1.1.1 認証機関

SGEC 認証スキームの下で森林管理認証を行う認証機関(以下、「森林管理認証機関」という)に適用する。

本文書は、認証機関に対して「製品認証機関に関する国際規格 (ISO/IEC 17065)」に基づく要求事項のほか本制度に係る個別・具体的な要求事項を定める。

#### 1.1.2 対象製品

1.1.2.1 森林管理認証の対象は、SGEC 認証スキームで規定されたプロセスで管理された森林、及びそこで生育する立木、そこから生産される丸太、その他森林生産物及びこれに関連する森林サービスとする。

#### 1.1.3 認証対象製品の評価

森林管理認証機関が前項の評価するための規格は SGEC 規準文書 3:2021 他関連規格とす

る。

#### 1.1.4 認証機関の要件

森林管理認証機関は、SGEC 規準文書 3:2021 の他関連規格に規定される認証機関に要求される事項を満足しなければならない。

#### 1.1.5 森林管理の認証申請者

1.1.5.1 森林管理認証については、森林の管理に関する法的権利を有する者がその管理する森林について申請した者とする。但し、「SGEC 規準文書 3-1:2021 で規定する要件を満たす者を含む。

#### 1.1.6 認証機関の評価活動の一部外部委託

1.1.6.1 認証機関が評価活動の一部を外部に委託する場合には、「ISO/IEC 17065」に規定する外部委託に係る要求事項を満たさなければならない。

なお、この場合、外部委託機関の適格を判断するに当たっては、同機関が、森林管理認証に関しては本文書の「2.2.1」で規定する「認証審査員の資格・力量基準・教育」の要件を満たし、かつ、その他関連する要求事項に関する知識・経験を有する要員を保有していることを要件とする。

#### 1.1.7 機密性

認証機関は、ISO/IEC17065 に規定される機密に関する要求事項を遵守するために、認証機関は認証取得者からSGEC/PEFCジャパンに対し情報提供をする旨の同意を書面にて徴求しなければならない。

### 1.2 重大及び軽微不適合並びに要観察事項

#### 1.2.1 重大不適合

森林管理認証規格のうち一つ又はそれ以上の要求事項について、その実行、維持の欠如、又は不履行であり、該当森林管理認証の機能および効果に対するシステム上のリスクを招く恐れがあるもの、又は、森林管理認証を受けている森林所有者/管理者による認証森林から生産される林産物の主張に関する信頼性に影響を及ぼすもの、或いは、その両方に該当する場合。

注意書:重大不適合は、単独の不適合、または、全体として重大不適合を形成すると判断される複数の関連する軽微不適合であることがある。

#### 1.2.2 軽微不適合

森林管理認証規格の要求事項に関する単一の不履行で、COC若しくはFMの機能及びその効果に対するシステム上のリスク招くことがないか、森林管理認証を受けている森林所有者/管理者による認証森林から生産される林産物の主張に関する信頼性に影響を及ぼすことがないもの、

或いは、その両方に該当する場合。

### 1.2.3 要観察事項

不適合ではないが、将来的に不適合となる可能性があるものとして審査チームが検出した評価判定した場合。

## 2. 森林管理

### 2.1 一般要求事項

#### 2.1.1 商標の使用

##### 2.1.1.1 商標使用ライセンス

認証機関が商標を使用する場合は、SGEC 規準文書 3:2021「SGEC 商標使用規則-要求事項」の「6 SGEC 商標」及び「SGEC 規準文書 6-1「SGEC/PEFC ジャパンによる SGEC/PEFC 商標使用ライセンスの発行」による。

但し、PEFC商標を使用する場合は、PEFC ST 2001:2020 PEFC商標使用規則－要求事項及び PEFC GD 1005「PEFC 評議会によるPEFC ロゴライセンスの発行」による

##### 2.1.1.2 商標使用上の注意点についてのライセンス申請者への明示

前項と同文書による。

##### 2.1.1.3 商標使用についての注意

認証機関が認証書類上に SGEC/PEFC 商標を使用する場合は、その認証書類の商標は認証取得者による関連規格の遵守を示すものであって、その者に対して SGEC/PEFC 商標使用の権利を与えるものではないことを明確に示さなければならない。

### 2.2 資源に関する要求事項

#### 2.2.1 認証審査員の資格・力量基準・教育

##### 2.2.1.1 認証審査チームの資格・経験

森林管理認証審査チームには、① 認証規格(SGEC 森林管理認証規格等)に関する知識、② 認証審査に関する知識が必要とされるほか、以下に規定される資格を有する者で、「a)～f)」の者については最低 2 年間の勤務経験を有する者、若しくは「g)」に該当する者の内いずれかのメンバーとする。

- a) 農学に関する博士号取得者
- b) 技術士(森林部門)
- c) 森林総合監理士(フォレスター)
- d) 林業技士(森林総合監理部門)
- e) 林業普及指導員経験者
- f) 林業改良普及員(AG)経験者
- g) 林業専門技術員(SP)経験者

#### h) 林業経営・管理・指導・研究経験者

[経験年数]

- ・大学院修了4年以上
- ・大学卒6年以上
- ・短大卒8年以上
- ・高校卒12年以上

#### 2.2.1.2 審査力量・教育

認証機関は、審査要員の審査における役割と技能スキルについて、ISO 19011 に基づく基準を設け、研修を実施しなければならない。なお、SGEC-FM 認証トレーニングの受講修了者(修了書を授与された者)は、当該受講修了者が所属する組織内において伝達トレーニングを実施する資格が付与される。

#### 2.2.2 評価結果のレビューの実行者(レビューアー)又は認証の決定者(個人又はグループ)の資格・力量要件

評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していなければならない。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証規格、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していなければならない。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。

### 2.3 プロセス要求事項

#### 2.3.1 認証の申請

##### 2.3.1.1 認証申請者からの情報提供要請

認証申請者は、SGEC 運営文書、SGEC 森林管理認証規格等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも次の事項が含まれる。

- a) 森林の区域
- b) 森林構成等
- c) 森林管理計画(施業マニュアル等を含む)
- d) グループ森林管理認証の場合は、グループ主体及加盟者並びにその者の中で協定した約定事項等

##### 2.3.1.2 要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供及び審査計画の通知

**2.3.1.2.1** 認証申請者はSGEC 規正文書 3:2021、SGEC 森林管理規格等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、関連文書及び現地確認を実施するに必要な基本的な事項が含まれる。

**2.3.1.2.2** 認証機関は、審査行為の遂行と日程に関する合意の基盤を作るために、審査ごとの審査計画が確実に立てられるための手順を文書化しなければならない。その審査計画は、申請者に伝えられ、また、申請者との間に日程に関する事前の合意が取り付けられなければならない。

**2.3.1.2.3** 認証機関は、ISO19011 の6.3 項に従って、森林管理認証規格と審査基準との適合

性を判定するため、現場審査の前に申請者の文書をレビューしなければならない。

### 2.3.1.3 グループ森林管理認証

SGEC 規準文書 3-1:2021「グループ森林管理-要求事項」による。

## 2.3.2 評価

認証機関は、森林管理認証の初回審査をISO19011の6.4項にある関連指針に従って実行しなければならない。初回の審査および再認証の審査は、現場で実行しなければならない。

### 2.3.2.1 文書審査(初回、更新)

SGEC 運営文書、SGEC 森林管理認証規格等による審査に必要な範囲において、現地審査に入る前に、認証申請者より提出された文書をレビューしなければならない。

### 2.3.2.2 認証審査工数の決定(初回、更新)

SGEC 規準文書 3:2021に基づき、関連文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。

### 2.3.2.3 評価報告

#### 2.3.2.3.1 評価対象の確認

評価報告書では、申請者の組織及び申請認証対象森林が特定されていなければならない。

#### 2.3.2.3.2 認証基準の明示

評価報告書は適用された次の認証規格を明示しなければならない。

a) 森林管理認証要求事項(SGEC 規準文書 3:2021)

b) 商標使用要領(SGEC 規準文書 6:2021 及び同 6-1:2021)

但し PEFC 商標を使用する場合は PEFC ST 2001:2020 PEFC 商標使用規則—要求事項による。

c) その他必要な森林管理認証に係る規格

#### 2.3.2.3.3 レビュー

ISO/IEC17065の第7.5項に定められるすべての要求事項が適用される。

### 2.3.2.4 認証審査(認証の決定)

2.3.2.4.1 認証審査の所見は、重大な不適合、軽微な不適合および要観察事項、として分類しなければならない。

2.3.2.4.2 重大不適合及び軽微不適合は是正されなければならない、是正行為は認証や更新認証を授与する前に認証機関による検証を受けなければならない。

2.3.2.4.3 定期審査において確認された重大不適合及び軽微不適合は、組織による、不適合解消のための是正処置を伴わなければならない。日程を含む是正処置の計画は、認証機関によるレビューの上、容認されなければならない。定期審査において確認された重大不適合の是正と認証機関によるその検証の完了のための時期・時間は、認証機関自身の規則に従うが、3ヶ月を超えてはならない。軽微不適合の是正処置は、遅くとも次回の定期審査までの間に検証され

なければならない。

**2.3.2.4.4** 初回審査、定期審査、及び、更新審査において確認された不適合に関するすべての是正処置は、認証機関による現場検証、又はその他の適切な検証方法による検証を受けなければならない。

### **2.3.3 認証文書**

#### **2.3.3.1 認証書の交付**

認証機関はSGEC規準文書1:2021の「3」に基づき森林管理認証を可とした者に認証書を交付するとともに森林管理認証を取り消した場合にはその旨当該森林管理者等に通知する。

#### **2.3.3.2 認証書の情報項目**

認証書の情報項目には、SGEC森林管理規格等により審査された認証であることを示す正式な証明書として必要な項目を含んでいなければならない。それには、少なくとも以下の情報を含んでいなければならない。

- a) 認証機関
- b) 森林管理者等の名称及び住所
- c) 認証森林の所在地及びその面積
- d) 有効期間

#### **2.3.3.3 有効期間**

SGEC規準文書1:2021の「3」による。

#### **2.3.3.4 認証範囲**

- a) 適用された森林管理認証規格
- b) 認証森林の所在地及びその面積
- c) その他 1.1.2.1 項で定義される製品及びサービス

### **2.3.4 認証結果の SGEC/PEFC ジャパンへの報告**

認証機関は、SGEC規準文書1:2021の「3」で規定する認証状態をSGEC PEFCジャパンへ報告する。

### **2.3.5 定期審査**

#### **2.3.5.1 定期審査実施頻度**

SGEC規準文書1:2021の「3」による。

#### **2.3.5.2 定期審査工数の決定**

定期審査工数については、関係文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を当該認証機関が決定する。なお、現地確認に係る事項については、現地において必要な確認を行う。

附則

施行日は、2021年6月1日とする。

移行期限は、2022年8月14日とする。



## 規準文書 5-1

### 付属書1

#### SGEC 認証機関の認定要件

SGEC/PEFCジャパンは、森林管理認証について次の要件を満たす認証機関によって実行されることを求める。

(1) 国際認定フォーラム(IAF)の国際相互承認協定(MLA)に署名した認定機関より、製品認証機関に関する国際規格(ISO/IEC 17065)により適合している旨の認定をされていなければならない。

(2) 当該認定の範囲には、その時点で明確に有効な、森林管理認証に係るSGEC規準文書 3:2021、

SGEC 規準文書 3-1:2021 及びこれに関連する文書を含むこと、更にはその後制定、改正されたSGEC/PEFC ジャパンのウェブサイト上に提示される要求事項を含まなければならない。

また、認定の適用範囲は、認証機関の認定評価の基準となったISO/IEC 17065 及びその他の要求事項を明示しなければならない。

(3) 日本において法人登記がなされていなければならない。

## 規準文書 5-1

### 付属書2

#### SGEC 認証機関の公示について

SGEC認証機関は、SGEC/PEFCジャパンによる公示を受けなければならない。SGEC の公示に当たって、認証機関は、SGEC/PEFCジャパン が承認する有効な認定を受けていなければならない。SGECの公示を受けた認証機関は、SGECに対し、SGEC/PEFCジャパンが定める処に従って授与した認証に関する情報を提供しなければならない。

注意書:授与された認証情報には、通常、認証書の保有者の識別情報、授与された認証の適用範囲、SGEC 公示料金を決めるための森林管理認証取得者の認証面積が含まれる。

SGEC 公示によって、SGEC/PEFC ジャパンは、その定める SGEC 公示料金の支払いを認証機関に対して請求することができる。

## 規準文書 5-1

### 付属書 3

#### 認証機関の審査員の要件

##### 1. 適用範囲

認証機関の審査員及びその他の要員の要求事項については、SGEC 規準文書 5-2 同 5-3 によるほか本文書によるものとする。

なお、PEFC 認証機関の審査員の要求事項については、PEFC ST 2003:2020 及び Annex6 に基づかなければならない。

本文書は、ISO/IEC17065の認証機関の要員に係るすべての要求事項が適用される。

##### 2. 認証行為に関わる要員

認証機関は、契約書のレビュー、審査、認証の授与、審査員の監視などの重要な行為を実行するすべての要員が、それらの行為に関連する適切な知識及び力量を有することを確実にしなければならない。

##### 3. 審査員

認証機関は、審査員がISO 19011の関係の規定に準じた知識及び技能を有していることを確実にしなければならない。

###### 3.1 教育プログラム

認証機関は、審査員がSGECの認める認証規格に基づく教育プログラム(SGEC基準文書5-3付属書)に参加することを確実にしなければならない。当該教育プログラムの参加以降においては、2カ年の間に同教育プログラムに1回以上参加していることを確実にしなければならない。

###### 3.2 審査訓練若しくは審査経験

認証機関は、審査員が次に示す審査訓練を受けているか、若しくは審査経験を有していることを確実にしなければならない。

###### 3.2.1 審査訓練

認証機関は、審査員がSGEC規準文書5-3の付属書に定める審査訓練を終了していることを確実にしなければならない。

###### 3.2.2 審査経験

認証機関は、SGEC規準文書5-3の付属書に定める審査員資格を得るための審査の経験及び同

資格を維持するための審査経験を有することを確実にしなければならない。

### 3.3 力量

3.3.1 認証機関は、審査員がSGEC規準文書1、同3及び同4に係わる用語、知識、理解、及び技能を適用する力量を有していることを確実にしなければならない。

3.3.2 認証機関は、審査員が特に次の分野における知識及び技能等を適用する力量を有していることを確実にしなければならない。

- a) 審査の原則、手順、及びテクニックについて、審査員がこれらを適切に適用し、審査が一貫した体系的方法で実行できることを可能とするための力量
- b) 組織の規模、構造、機能、取引関係、全般的なビジネスプロセス、顧客組織に関する知識等の状況について、審査員が組織の業務の背景を理解するための力量
- c) SGEC規準文書3「2 国際条約・国内法とSGEC/PEFC関連文書」及びSGEC規準文書4「3-7 問題のある出处」の遵守等について、審査員が森林管理並びに林産原材料の調達及び出所に問題がある原材料の回避に関連する国際法、国内法の森林統制や法令の執行などについて、理解し、顧客組織による出所に問題がある原材料の調達の回避の手順に関する評価を可能にするための力量

3.3.3 認証機関は、審査員の審査実施頻度やその行為に関わるリスクのレベルに基づき、審査の立合い、審査報告書のレビュー、顧客組織の意見などの方法を活用して、審査員の年次モニタリングの証拠書類を策定し、SGEC/PEFCジャパンの求めに応じてSGEC/PEFCジャパンに提出しなければならない。特に、認証機関は訓練の必要性を見極めるために、その成績に照らした審査員の力量に関するレビューをしなければならない。

## 4. 審査チーム

認証機関は、審査チームの編成について前記「3」項に定める要求事項を満たす審査員(単数または複数)によって構成しなければならない。

## 規準文書 5-1

### 付属書4

#### グループ森林管理認証

##### 1. 適用範囲

本付属書は SGEC 規準文書 3-1「グループ森林管理-要求事項」を満たすグループ森林管理を認証する認証機関に対する要求事項を定める。

##### 2. 認証機関に関する適格性基準

認証機関は、評価のプロセスを開始する前に、本付属書とSGEC規準文書3-1が規定する適格基準に関する情報を申請者に提供しなければならない。また、万が一グループ森林管理認証に関する適格基準が満たされない場合は、評価を継続することができない。評価のプロセスを開始する前に、認証機関はこれらの適格基準に関する不適合が審査中に発覚した場合は、認証書が発行されないことを申請者に伝えなければならない。

###### 2.1 契約書のレビュー

**2.1.1** 認証機関の手順においては、当初の契約のレビューにより、認証の対象となる加盟者の範囲に含まれる行為の複雑性と規模、及びSGEC規準文書3-1の「9.3 内部監査プログラムにおける加盟者の選定」で規定するサンプリングのレベルを決定する根拠としての加盟者間のあらゆる相違が確認されることを確実にしなければならない。

**2.1.2** 認証機関は、認証を遂行する上で契約上の相手方である申請者のグループ主体の機能を確認しなければならない。契約の合意は、認証機関による申請者のすべての加盟者における認証活動を可能とするものでなければならない。

**2.1.3** 認証機関は、前「2-1-1」及び「2-1-2」が要求する行為が実行されたかどうかを示す記録を保持しなければならない。

###### 2.2 審査

**2.2.1** 認証機関は、グループ森林管理認証の審査を処理するための手順を文書化しなければならない。文書化、記録のレビュー、現場審査などを含む審査手順について、認証機関は、森林管理認証の要求事項が実際に全加盟者にわたって適用され、また、SGEC規準文書3-1を含む森林管理認証規格のすべての基準が遵守されていることを確認する方法を確立しなければならない。

**2.2.2** 評価・監査に複数の審査チームが関与する場合においては、認証機関は、すべての審査チームの審査結果を統括し、総合的な報告書を作成する責任を有する一人のリード審査員を指定しなければならない。

## 2.3 不適合

2.3.1 グループ森林管理認証の申請者の内部監査または認証機関の審査によって、いずれかの加盟者における不適合が発見された場合は、その他の加盟者が受ける影響について判断するための調査を実行しなければならない。認証機関は、当該不適合がすべての加盟者に影響し当該申請人の森林管理の全般的な不具合をもたらすものであるかどうかを判断するために、申請者に対しその不適合のレビューを要求しなければならない。

もし、当該不適合が申請者の加盟者全般の不具合をもたらすものであると判断された場合は、是正行為がグループ主体及び個々の加盟者においても実行されなければならない。万一、そうではないと判断された場合は、申請者は認証機関に対しそのフォローアップに制限付けをする正当な理由を示すことが可能でなければならない。

2.3.2 認証機関は、これらの行為の証拠書類を要求し、コントロールの再構築について納得するまでサンプリング度数を増加しなければならない。

2.3.3 決定のプロセスにおいていずれかの加盟者に不適合があった場合、認証機関は、十分な是正処置が取られるまでの間、グループ森林管理申請者全体に対する認証を授与することができない。

2.3.4 申請者の単一の加盟者における不適合の存在によって起きた障害の解決を目的として、当該申請者が認証プロセスの期間中に問題を有する加盟者を認証の対象から除外することを要求した場合、これを認めることはできない。

## 2.4 認証書

2.4.1 認証書は申請者のグループ主体の名称と住所宛てに1通発行しなければならない。認証書に関連するすべての加盟者のリストは、認証書上、関係附属書又は認証書上に言及するか、又はその他の形式に基づき作成されなければならない。

2.4.2 子(支)認証書(sub-certificate)は、加盟者毎に発行することが可能である。

2.4.3 グループ主体又は加盟者が認証書の維持に必要な規格を満たさない場合、当該認証書は全体的に無効となる。(前記2.2 項を参照)

2.4.4 加盟者のリストは、認証機関によって最新状態に更新されていなければならない。このために、認証機関は、グループ主体に対し、加盟者の新規加入、脱退及び管理形態の変更などに関する情報の伝達を要求しなければならない。その様な情報の通達がない場合は、認証書の不正使用と見做され、認証機関は手順に従ってしかるべき措置を取らなければならない。

2.4.5 監査又は再評価の結果として既存の認証書に加盟者を追加することは可能である。認証機関は新しい加盟者の追加に関する手順を有していなければならない。

## 3. 審査時間

3.1 認証機関は、審査時間の割り当てに関する全体的な方針に関して、グループ森林管理の審

査に費やす時間の正当な理由を示すことが可能でなければならない。

**3.2** 初回審査、定期審査及び更新審査の一環として加盟者ごとに費やす最低限の審査時間は、SGEC規準文書5-1の「Ⅱ.3.2.2」項の定める初回審査と同様である。森林管理認証規格の要求事項のうち、グループ主体でのみ審査される項目で加盟者に関連しないものを考慮して省略することは可能である。

**3.3** グループ主体については、審査される項目を省略することは許容されない。